

新規開業貸付（経営者保証免除貸付）のご案内

県内で新規に事業を開始しようとする方、または
事業開始後5年未満の方に経営者保証不要で資金を融資します
【スタートアップ創出促進保証制度（100%保証）対応】

1 融資対象者

スタートアップ創出促進保証制度の申込人資格要件^{*}を満たす方
(ただし、県内において事業を開始する予定である（又は営んでいる）こと)

[※スタートアップ創出促進保証制度の申込人資格要件（概要）]

次の①から⑤のいずれかに該当し、かつ⑥に該当する方

- ① 事業を営んでいない個人で、融資実行後2か月以内に会社を設立する方
- ② 事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社
- ③ 分社化を計画する会社
- ④ 設立後5年未満の分社化された会社
- ⑤ 事業を営んでいない個人が個人事業主として創業後、法人成りした会社
(個人創業後5年未満に限る)
- ⑥ 保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあっては、創業資金総額の1／10以上の自己資金を有していること

2 融資条件

融資利率	年1.25%（固定利率）
保証料率 (主な場合)	0.70%
融資限度額	3,500万円
融資期間	10年以内（うち据置1年以内）
資金用途	設備資金及び運転資金
信用保証	必ず保証協会の保証を付ける
連帯保証人	不要（法人代表者も含めて不要）
申込書類等 (主なもの)	①信用保証委託申込書（兵庫県信用保証協会所定様式） ②創業計画書（兵庫県信用保証協会所定様式） ③その他取扱金融機関または保証協会が必要と認める書類

3 ご利用・お申込み

ご利用・お申込みは、県融資制度の取扱金融機関へご相談ください。

※ 取扱金融機関の一覧は、県ホームページに掲載しています。

※ 店舗によって取り扱っていない場合もありますので、事前に各店舗へご確認ください。

※ 取扱金融機関又は保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

※ また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。

